

# 建設業許可及び経営事項審査申請について 電子申請が始まります（令和5年4月～）。

令和5年4月1日以降、建設業許可・経営事項審査電子申請システム（JCIP）の運用を開始します。

なお、引き続き、書面による申請・届出を行うこともできますので、ご注意ください。

## 【対象となる手続】

○建設業許可関係	○経営事項審査関係
・ 許可申請 （新規許可、許可換え、般特許可、業種追加、更新）	・ 経営事項審査申請 （経営規模等評価、総合評定値）
・ 変更等の届出 （変更届、決算報告、廃業届）	・ 再審査申請 （経営規模等評価、総合評定値）

※建設業許可の認可申請や、許可証明書の交付申請等は対象外のため、従来どおり管轄の土木事務所宛て書面にて申請してください。

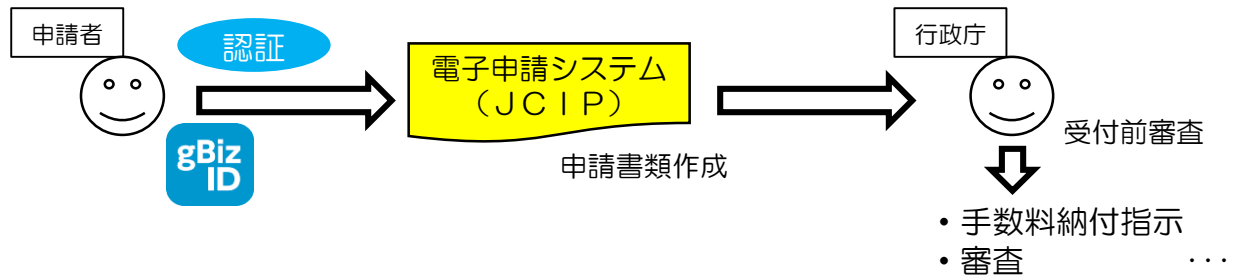
## 【電子申請システム（JCIP）のご利用にあたって】

○電子申請を行うためには、申請者のG Biz IDの取得が必要です。

なお、代理人が申請を行う場合は、申請者及び代理人双方で、G Biz IDの取得が必要となります。

※G Biz IDの詳細については、G Bizホームページ（<https://gbiz-id.go.jp/top/>）をご確認ください

（申請の流れ）



## 【各種マニュアル等】

○基本的な操作方法は、以下の資料等をご確認ください。

- ・ 操作マニュアル（国土交通省作成）
- ・ システム説明動画（国土交通省作成）  
→国土交通省ホームページ

[https://www1.mlit.go.jp/tochi\\_fudousan\\_kensetsugyo/const/tochi\\_fudousan\\_kensetsugyo\\_const\\_tk1\\_000001\\_00019.html](https://www1.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/const/tochi_fudousan_kensetsugyo_const_tk1_000001_00019.html)

- ・ [建設業許可・経営事項審査電子申請システムについて](#)（京都府作成）
- ・ [よくある問い合わせ一覧](#)（京都府作成中）

○操作 방법에係る問い合わせ先については、下記ヘルプデスクに御連絡ください。

- ・ ヘルプデスク（全国共通窓口）：0570-033-730（ナビダイヤル・有料）

問い合わせ先

京都府建設交通部指導検査課建設業係  
(075-414-5222)